

株式会社ゴールドワンゴルフスクール キャンプ利用規約

1. 本規約の適用

- 1 本規約は、株式会社ゴールドワンゴルフスクール(以下「当スクール」といいます。)とコース受講契約を締結し、当スクールの主催するオーストラリアゴルフキャンプ(以下「本キャンプ」といいます。)に参加される方(以下「参加者様」といいます。)に適用されます。
- 2 参加者様は、本規約に定めのない事項については、当スクールからの具体的な案内に従っていただきます。

2. キャンセルについて

- 1 参加者様の都合による本キャンプへの参加申込みのキャンセルは、以下のキャンセル費用が発生します。
 - (1) 開催日の6～8日前 :参加料の30%
 - (2) 開催日の1～5日前 :参加料の50%
 - (3) 開催日当日以降 :参加料の100%
- 2 支払済みの参加料から前項のキャンセル費用を控除した残金の返金に際しては、振込手数料が控除されます。

3. 本キャンプ開始後の返金について

本キャンプ開始後は理由の如何を問わず参加料の返金には応じられません。

4. ゴルフ場に関する基本方針

- 1 本キャンプにおいては、悪天候や交通事情等の事情により、ゴルフ場及び施設等を使用することができなくなることがあります。
- 2 前項の場合、ゴルフ場及び施設等の規定により、使用に関する費用の返金は行われません。

5. 携帯品の管理責任

- 1 参加者様の携帯品は、金銭、貴重品や高価品を含めて参加者様ご自身で管理していただきます。
- 2 当スクールは場所の如何を問わず参加者様の携帯品の紛失、盗難、滅失及び毀損に関して一切の責任を負いません。

6. 事故に関する事項

当スクールは、コーチング時間外での不慮の事故や自家用車等による事故・怪我等について、参加者様に対して責任を負いかねます。

7. 滞在施設

参加者様は、当スクールが手配した滞在施設を選択した場合、本キャンプ終了まで当該滞在施設の利用を継続していただきます。

8. 禁止事項

参加者様は、本キャンプへの参加にあたり、次の各号の行為をしてはなりません。

- (1) 日本およびオーストラリアの法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 銃砲、刀剣、発火物、爆発物等、他人に危害を加えるおそれのある物品を持ち込む行為
- (3) 悪臭、騒音を発するもの等他人に迷惑を及ぼす物品を持ち込む行為
- (4) 賭博その他風紀を乱す行為
- (5) 物品販売及び広告宣伝行為
- (6) その他本キャンプの目的を実現するために当スクールがお願いする事項に反する行為

9. 契約解除

- 1 次の各号に該当した場合、当スクールはコース受講契約を解除します。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) オーストラリア連邦国内法で処罰の対象になった場合
 - (3) 生活態度が著しく不良であった場合
 - (4) 他参加者への練習妨害になる行為を行った場合
- 2 前項の規定に基づきコース受講契約が解除された場合、同時に契約を締結して使用している施設、設備等の使用に関する権利も消滅し、コース費用の返金は行われません。

10. 同意事項

- 1 参加者様は、当スクールは交通サービス業を行う企業ではなく、また、当スクールによる参加者様に対するあらゆる送迎行為は、クイーンズランド州の法律、またはその他の州、地域、オーストラリア連邦における法律の定める公共交通サービスにも公式な無料送迎サービスにも該当しないことを承認します。
- 2 参加者様は、当スクールによる過失を含め、その事由の如何を問わず、当スクールによる送迎中に直接又は間接的に起きた、あるいは偶発的に生じた次の事項に関し、法の許す限りで当スクールを免責することに同意します。
 - (1) 当スクールに対するあらゆる申立てかつ請求
 - (2) 死亡、損害、器物破損、遅滞、財産上の損失、又はその他参加者様の被ったあらゆる損失あるいは損害
- 3 参加者様は、本規約に記載された事項が、クイーンズランド州の法律に準拠し、同法律に基づいて解釈されるものであることに同意します。

11. 免責事項

- 1 当スクールは、参加者様相互間の紛争に関しては一切責任を負いません。
- 2 当スクールは、参加者様がゴルフ場、宿泊施設等の第三者に加えた損害に関しては一切責任を負いません。
- 3 当スクールは、当スクールによる参加者様の送迎中に発生した傷害、損害、損失に対し、自動車事故保険法—The Motor Accident Insurance Act—(クイーンズランド州法)又は他の該当法に相当する州法、地域法、オーストラリア連邦法に基づいてのみ責任を負い、その他の責任を負いません。